

重要事項説明書 (八尾はあとふる病院 介護予防通所リハビリテーション)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定介護予防通所リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「八尾市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成 29 年八尾市条例 57 号）」に基づき、指定介護予防通所リハビリテーションサービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定介護予防通所リハビリテーションサービスを提供する事業者について

法人名称	医療法人はあとふる
代表者氏名	理事長 島田永和
法人所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府八尾市美園町 2 丁目 18-1 電話：072-999-0725 FAX：072-923-0180
法人設立年月日	昭和 26 年 7 月 16 日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	八尾はあとふる病院 介護予防通所リハビリテーション
介護保険指定 事業者番号	大阪府指定 2715505604
事業所所在地	大阪府八尾市美園町 2 丁目 18-1
連絡先 相談担当者名	電話：072-999-0726 FAX：072-923-0186 介護予防通所リハビリテーション サービス提供責任者 神谷 修
事業所の通常の 事業の実施地域	八尾市（一部地域は除く）、東大阪市の一部、大阪市平野区の一部の区域
利用定員	45 名（通所リハビリテーション含む）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	この事業は、要支援状態になった場合においても利用者が可能な限りその居宅において生活が営めるよう、看護、医学的管理の下における介護およびリハビリテーション、その他必要な日常生活上の援助を行うことを目的とします。 また、利用者のご家族の身体的、精神的負担の軽減をはかります。
-------	--

運 営 の 方 針	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会生活における不安の解消につとめ、病院と住まいの架け橋となります。 2 全人的な観点からの「地域高齢ヘルスケアシステム」に関与します。 3 リハビリテーションにより、身体機能の維持、向上への支援を行います。 4 利用者のQOL（その人らしく解放された生活）の維持・向上への支援を行います。 5 介護者に物理的、精神的支援を行い、ケアに関する教育・研修を実施します。 6 地域や家族にも開かれた場所となります。 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護予防サービスの提供にかかわる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。
-----------	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日(祝日含む)とします。 【但し、年末年始(12月31日～1月3日)については、休業日とします。】
営 業 時 間	午前8時45分～午後5時00分までとします。

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から土曜日(祝日含む)とします。 【但し、年末年始(12月31日～1月3日)については、休業日とします】
サービス提供時間	午前9時00分から午後5時00分までとします。

(5) 事業所の職員体制

管 理 者	院長 阪根 寛
-------	---------

職 種	人 数
医 師	1 名
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	4 名以上
介護職員	5 名以上
歯科衛生士	1 名(兼務)
管理栄養士	1 名(兼務)

トレーナー	適当数
事務員	適当数
その他（送迎運転手等）	適当数

※利用者の状態に応じて、院内の看護師に健康観察をお願いすることがあります。

3 提供するサービスの内容について

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
 - (2) 当事業所では、介護予防通所リハビリテーションサービスの提供にあたる医師などの従業員が、診療又は運動機能検査等をもとに、共同して利用者の心身の状況、御希望及びその置かれている環境にあわせて、リハビリテーションの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成します。
 - (3) この介護予防通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。
 - (4) このサービスの提供にあたっては、要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
 - (5) サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。
 - (6) サービスの提供にあたっては、常に病状、心身の状況及び置かれている環境を把握し、適切なサービスを提供するように致します。
 - (7) 当事業所では、個別リハビリテーションを行う際には、担当の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が話し合い介護予防通所リハビリテーション実施計画を作成します。
 - (8) このリハビリテーション実施計画は、居宅サービス計画および介護予防通所リハビリテーション計画に沿って作成するものとします。
 - (9) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。
職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。
- 注) 1 実施期間終了後に、介護予防支援事業者によるケアマネジメントの結果、サービス提供の継続が必要であると判断される場合は、引き続きサービスを受けることができます。
- 注) 2 利用者の状態の評価の結果、継続的にサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められる場合は、引き続きサービスを受けることができます。
- 注) 3 利用者の状態の評価の結果、継続的にサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上の効果が期待できると認められる場合は、引き続きサービスを受けることができます。

4 介護予防通所リハビリテーション従業員の禁止行為

従業員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、医師が行う場合を除くほか、看護職員、理学療法士等が行う診療の補助行為を除く）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑

5 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

区分	利用料 (介護報酬総額)	利用者負担額 【1割】	利用者負担額 【2割】	利用者負担額 【3割】
要支援1	23,927円	2,393円	4,786円	7,179円
要支援2	44,605円	4,461円	8,921円	13,382円

日割り計算による場合（1日あたり）

区分	利用料 (介護報酬総額)	利用者負担額 【1割】	利用者負担額 【2割】	利用者負担額 【3割】
要支援1	791円	80円	159円	238円
要支援2	1,466円	147円	294円	440円

加算	利用料 (総額)	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)	算定回数等
退院時共同指導加算	6,330円	633円	1,266円	1,899円	事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合 当該退院につき1回
栄養改善加算	2,110円	211円	422円	633円	1月に1回
栄養アセスメント加算	527円	53円	106円	159円	1月に1回
口腔栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	211円	22円	43円	64円	ケアマネジャーに対して、口腔の健康状態および栄養状態の情報を提供した場合 1回につき20単位を加算（6月に1回を限度）

口腔栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	52 円	6 円	11 円	16 円	ケアマネジャーに対して、口腔の健康状態または栄養状態の情報を提供した場合 1回につき5単位を加算 (6月に1回を限度)
口腔機能向上加算（Ⅰ）	1,582 円	159 円	317 円	475 円	加算（Ⅰ）の要件を満たし、厚生労働省にデータを提出フィードバックを受け活用した場合 3月内 2回まで
口腔機能向上加算（Ⅱ）	1,688 円	169 円	338 円	507 円	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施し、サービス提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上実施した場合 1月に1回
一体的サービス提供加算	5,064 円	507 円	1,013 円	1,520 円	1月に1回
若年性認知症利用者受入加算	2,532 円	254 円	507 円	760 円	65歳未満の若年性認知症利用者を受け入れ、個別に適切なケアを提供した場合
生活行為向上リハビリテーション実施加算	通所開始日の属する月から起算して、6月以内 5,929 円	593 円	1,186 円	1,779 円	生活行為向上リハビリテーション実施計画書を作成し、当該リハビリテーション終了前1月以内にリハビリテーション会議を開催し、報告した場合 1月に1回
科学的介護推進体制加算	422 円	43 円	85 円	127 円	利用者ごとの状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受け活用している場合
長期利用の場合の減算	要支援1 -1,266 円	-127 円	-254 円	-380 円	利用開始月より12月を超えて利用した場合 ※3ヶ月に1回以上 1月あたり
	要支援2 -2,532 円	-254 円	-507 円	-760 円	

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1 928円	93円	186円	279円	介護職員総数のうち、 介護福祉士を7割もしくは勤続10年以上の介護福祉士25%以上配置した場合
	要支援2 1,856円	186円	372円	557円	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定 単位数 111/1000	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	介護サービス事業所における職員の職場環境改善や処遇等の改善を実施し、生産性向上、協働化に取り組んだ場合

4 その他の費用について

①送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。	
②キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日17時までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	前日17時以降もしくはご連絡のない場合	750円を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③飲物の提供に要する費用	300円/月 運営規程の定めに基づくもの	
④おむつ代	157円（パンツ式M） ・ 178円（パンツ式LL） 135円（テープ止めM） ・ 157円（テープ止めL） 63円（フラット） 31円（尿とりパット） （運営規程の定めに基づくもの）	
⑤各文書料	通所証明書（事業所様式）	2,200円
	領収書控票（事業所様式）	2,200円
	通所記録（カルテ情報）コピー1枚	22円
	（運営規定の定めに基づくもの）	

※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び介護予防通所リハビリテーション従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70/100となります。

※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記単位数の100分の1に相当する単位数を上記単位数より減算します。

※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記単位数の100分の1に相当する単位数を上記単位数より減算します。

- ※ 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護予防サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。
- ※ 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。その場合は、新しい基本利用料をお知らせします。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用月の翌月 10 日頃にお渡しします。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア 請求月の 20 日（ゆうちょ銀行の場合）28 日（その他の銀行等の場合）までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)利用者指定口座からの自動振替</p> <p>(イ)現金支払い</p> <p>(ウ)事業所指定口座への振り込み</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります）</p>

- ※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 30 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。
- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び介護予防通所リハビリテーション従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月（又は翌翌月）より上記単位数の 70/100 に相当する単位数を算定します。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者は、1 月につき要支援 1 の利用者は 376 単位、要支援 2 の利用者は 752 単位減算されます。同一建物とは、指定介護予防通所リハビリテーション事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物をいいます。
- ※ 利用者に対して、当事業所の利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えてリハビリテーションを行い、以下①及び②を満たしていない場合は、要支援 1 は 120 単位、要支援 2 は 240 単位を 1 月につき所定単位数より減算する。
 - ① 3 月に 1 回以上、当該利用者に係るリハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況などに関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、介護予防

通所リハビリテーション計画の見直しを行っていること。

②利用者ごとの介護予防通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

- ※ ※虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記単位数の100分の1に相当する単位数を上記単位数より減算します。
- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記単位数の100分の1に相当する単位数を上記単位数より減算します。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	神谷 修
-------------	------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 成年後見人制度の利用を支援します。
- (5) 苦情解決体制を整備しています。
- (6) 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命、身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者及びその家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命、身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命、身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）</p>

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、

市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	大阪府医師会 医療機関医師賠償責任保険
保障の概要	賠償責任（身体・財物）、管理財物、人格権侵害、事故対応費用等

11 心身の状況の把握

指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 介護予防支援事業者等との連携

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当り、介護予防支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「介護予防通所リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに介護予防支援事業者に送付します。

13 サービス提供等の記録

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供に関する記録を整備し、その完結の日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存するものとします。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (3) 提供した指定介護予防通所リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

14 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 事務員 三谷 圭司 ）
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年2回 9月・3月）

15 衛生管理等

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーションの用に供する施設、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

- (3) 感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

16 指定介護予防通所リハビリテーションサービス内容の見積もりについて

別紙のサービス内容の見積もりは、あなたの介護予防サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- ※ 別紙見積もりに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※ 別紙見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【当事業所お客様相談窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 詳細把握のため、必要に応じ聞き取り訪問を実施、事情の確認を行う。
 - 管理者と共に状況検討をおこない、対応を決定・実施する。
 - 匿名の苦情への対応のため、事業所内に意見箱を設置し、掲示にて対応結果報告する。
 - 当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により、適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し、対応する。

(2) 苦情申立の窓口

【当事業所】 お客様相談窓口	窓口責任者 神谷 修 所在地 大阪府八尾市美園町2丁目18番1 ご利用時間 8:45～17:00 ご利用方法 電話：072-999-0726 苦情箱：当事業所1階に設置
【市町村の窓口】 (八尾市在住の方) 八尾市地域福祉部 高齢介護課	所在地 大阪府八尾市本町1丁目1番1号 電話番号 072-924-9360 ファックス番号 072-924-1005 受付時間 平日 午前9時～午後5時
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 大阪府中央区常盤町1-3-8 電話番号 06-6949-5418 ファックス番号 06-6949-5417 受付時間 平日 午前9時～午後5時
【公的団体の窓口】 大阪府健康福祉部 高齢介護室介護事業者課	所在地 大阪府中央区大手前2丁目1-22 電話番号 06-6944-7099 ファックス番号 06-6944-7090 受付時間 平日 午前9時～午後6時

18 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1. あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1あり 2なし
	2. なし		

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「八尾市指定居宅サービス事業等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成 29 年八尾市条例第 57 条）」に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府八尾市美園町 2 丁目 18-1
	法人名	医療法人はあとふる
	代表者名	島田 永和
	事業所名	八尾はあとふる病院 介護予防通所リハビリテーション
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代筆人 続柄 ()

代筆者 ・ 代理人	住所	
	氏名	